

事 務 連 絡

令和 6 年 11 月 29 日

居宅介護支援事業所 管理者様
地域包括支援センター センター長様
介護保険施設 施設長様

春日部市介護保険課長

マイナ保険証への移行に伴う要介護認定事務等における
医療保険の加入関係の確認方法について（通知）

本市の介護保険行政の運営につきまして、日ごろより格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。

これに伴い、要介護認定申請時の第 2 号被保険者の医療保険資格情報の確認方法について、一部変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、詳細は別添の介護保険最新情報（Vo1.1307）をご参照ください。

記

1 要介護認定申請時の医療保険資格情報の確認について

要介護認定申請時の第 2 号被保険者の医療保険資格情報の確認は、本市において公簿等（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）により確認しますので、窓口での提示等は不要になります。ただし、公簿等による確認ができない場合は、令和 6 年 12 月 2 日以降、次のとおり書類の提示を求めることがあります。

なお、現行の健康保険証が利用可能な期間（令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 12 月 1 日（これより前に切れる場合はその有効期限））は、申請時点において有効な健康保険証の提示も可能です。

裏面あります

公簿等で確認できない場合に提示を求める書類等	
マイナ保険証を保有している場合	<u>次のいずれかを提示してください。</u> ① 現行の健康保険証が利用可能な期間においては、申請時点において有効な健康保険証 ② マイナポータルの「医療保険の資格情報画面（※１）」の提示 ③ 医療保険者が発行する「資格情報のおしらせ（※２）」の提示 ④ 医療保険者が発行する「資格確認書（※３）」の提示 ⑤ 自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面表示
マイナ保険証を保有していない場合	<u>次のいずれかを提示してください。</u> ① 現行の健康保険証が利用可能な期間においては、申請時点において有効な健康保険証 ② 医療保険者が発行する「資格確認書」の提示

※１ スマートフォン等でマイナポータルにログインして医療保険加入情報を確認できます。（「医療保険の資格情報画面」は PDF 保存可能）

※２ 医療保険者から、マイナ保険証を保有している方等に対して交付されます。（「資格確認書（※３）」が交付された方以外が対象となります。）

※３ 医療保険者から、マイナナンバーカードを取得していない方、マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等に対して交付されます。

２ 要介護認定代行申請時におけるお願い

マイナナンバーを用いた情報連携を行う場合、情報取得に時間を要するため、窓口等でお待ちいただく場合があります。また、公簿等で確認できない場合は、前述のとおり書類等を求めることとなります。第１号被保険者についても、第２号被保険者と同様の取り扱いとなりますが、申請時点において、医療保険資格情報を確認できる場合は、可能な限り申請書にご記入をお願いします。

以上

【担当】介護保険課介護認定担当 関根・峯

電話：０４８－７９６－８２９５

mail:kaigo@city.kasukabe.lg.jp